

## ( 案 )

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定  
(北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍  
野区天王寺駅周辺地域) について (答申)

令和元年 9 月

大阪市路上喫煙対策委員会

はじめに

大阪市は、路上喫煙対策の取り組みとして、平成19年4月1日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」(以下「条例」という。)を施行し、同年7月には御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を、平成27年2月1日には都島区京橋地域を、平成31年2月1日には中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収(過料 1,000円)を行っている。

一方、平成20年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体(以下「活動団体」という。)が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

こうした中、近年、禁止地区の拡大を求める市民の声が数多く寄せられ、また、全国的にも路上喫煙対策の取組みが広がり、禁止地区を拡大する都市もあることから、大阪市路上喫煙対策委員会(以下「委員会」という。)は、平成31年3月19日に、大阪市長から「『路上喫煙禁止地区』の新たな指定(北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域)について」の諮問を受けた。

今回の諮問について、委員会は、パブリック・コメントの結果や喫煙場所の設置、啓発方法等について真摯な審議を進めてきた。

こうした審議を踏まえ、委員会は、次のとおり答申する。

また、今回の禁止地区指定が、大阪の北の玄関口であるJR大阪駅・阪急梅田駅を含む大きな商業エリアと南の玄関口である天王寺駅を含む商業エリアであり、エリアを通行する人の数は膨大で、啓発効果も極めて高いと考えられることから、大阪市全域における喫煙マナーの向上につながり、市民等の安心、安全及び快適な生活環境が確保されることを期待するものである。

## 1 禁止地区の指定について

平成24年12月、大阪市長から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」の諮問を受け、平成25年6月に委員会は、「新たな禁止地区の指定にあたっては、路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点から、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」、また、禁止地区の区域（範囲）については、「禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。」との答申を行った。

今回の禁止地区である「北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」では、これまでから、地域団体や地元企業が、路上喫煙の啓発やまちの美化活動に取り組むため、JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域においては6団体が、天王寺駅周辺地域においては4団体が「たばこ市民マナー向上エリア制度」の「活動団体」に登録し、精力的に啓発活動を実施するなど、路上喫煙の防止活動に取り組んできた。

両地域は、電鉄会社各社が乗り入れる大阪市の北と南の玄関口に位置し、多くの商業施設が立ち並び日本有数の商業エリアであり、両エリアの乗降客数は1日300万人を超えるなど、市内でも非常に賑わいのある地域である。

大阪市では、現在、「2025年日本国際博覧会（略称『大阪・関西万博』）」の開催に向け取り組んでいるが、これを幅広く国内外にアピールするうえでも、北と南の玄関口である「北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」を禁止地区に指定することによって、エリア内の安心・安全、きれいなまちづくりが進み、海外からのビジターにも大阪のまちに好印象をもってもらえるものとなることを期待している。

今回の禁止地区指定は、これまでから喫煙マナーの啓発について積極的に活動を行ってきた、地域団体が中心となって議論を進め、区政会議において審議されるなど、区の総意に基づいて行われたものであるとともに、前記の委員会答申にも合致してい

ることから、禁止地区に指定するにあたり、委員会としても適切であると考える。

## 2 禁止地区の区域（範囲）等について

「北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域」の禁止地区の区域（範囲）は、

- ・ JR 大阪駅の周囲と阪急百貨店周辺
- ・ 阪急梅田駅を中心に東は新御堂筋から西は国道 176 号線で囲まれた茶屋町、芝田町 1 丁目の区域。

また、「天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」の禁止地区の区域（範囲）は、

- ・ 北は国道 25 号と谷町筋が交わる四天王寺南交差点から JR 天王寺駅を通り、阿倍野筋を經由し阪神高速松原線の高架下までの南北約 1.3 キロ。
- ・ JR 天王寺駅周辺並びに駅北側の玉造筋を東に約 300 m。
- ・ 天王寺駅南側のあびこ筋については、東端は JR の跨線橋から西端はあべのルシアスビルまでとあべのハルカス周辺道路。

を区域としている。

また、禁止地区を示す標識や看板等については、範囲が広範囲にわたること、商業施設や鉄道施設があるといった地域の特性を踏まえ、民間施設の協力を得ながら、多言語表記による独立柱看板、貼付型看板、路面シール、デジタルサイネージ等を活用して適切かつ効果的な啓発を実施することとしており、市民や外国人観光客等による「禁止地区の区域」の識別も容易であると考える。

よって、委員会としては、禁止地区の区域（範囲）とともに、周知方法等についても適切かつ妥当であると考える。

## 3 喫煙所（喫煙設備）のあり方について

喫煙所（喫煙設備）については、今回、禁止地区を新たに指定するにあたり、複数の候補地を関係先と検討・協議中であるが、市内中心部の繁華街としての地理的制約や地元の事情から引き続き調整が必要である、との説明が事務局からあった。

また、今回実施したパブリック・コメントにおいては、「禁止地区指定」に伴う措置

として、引き続き、喫煙所（喫煙設備）の新設等を求める意見が寄せられた一方で、既存の喫煙所の改善・撤去や、喫煙所の設置そのものに反対する意見も多く見られた。

喫煙所（喫煙設備）のあり方については、当委員会においても、これまでから数度に亘り議論が行われてきたところであるが、市の条例の主旨・目的に関連して、禁止地区の指定は、喫煙行為を一定制限するものではあるものの、その運用に当たっては、過度の規制となることの無いよう慎重な対応が求められている、と解しているところである。

それらを踏まえて、平成25年6月の答申では、留意点として「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』を設けられたい。」と提言しているところであり、委員会として、現時点でこの考え方を変更等する必要はないと考える。

また、今回の審議においては、喫煙所の「設置場所」や「構造的課題」についても様々に意見が交わされた。

委員会としては、喫煙所（喫煙設備）の「設置場所」については、「禁止地区内又は出来るだけ禁止地区に近い場所」に設置されることが望ましいと考えるが、「副流煙」に伴う健康被害の問題が大きくクローズアップされるなど、「喫煙」に対する認識が変化する中で、今回の新たな指定区域は、巨大ターミナルを含んだエリアであり、乗降客も極めて多く、場所を問わず多くの路上喫煙者が見られる状況にあることから、喫煙所（喫煙設備）の設置にあたっては、通行者に迷惑や危険を及ぼすことのないよう、細心の注意を払う必要がある。

加えて、喫煙所（喫煙設備）の「構造的課題」についても、副流煙による被害の未然防止の観点から、新たに示された厚生労働省の「屋外分煙施設の技術的留意事項」に準拠した、周辺を通行する人にも十分な配慮がなされたものとするべきと考える。

委員会としては、こうした「設置場所」の問題や、「構造的課題」を十分に勘案した

喫煙所（喫煙設備）を設置し、それらへの誘導を行うことによって「マナーを守った喫煙」を実現し、禁止地区指定による路上喫煙対策の実効性を高め、ひいては市民等の安心・安全及び快適な生活環境の確保に資することができるものと考えており、大阪市に対し、今後とも関係先や民間企業等と十分協議したうえで、「喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』」を設けるよう、引き続き努力されることを求める。

#### 4. その他

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は、「火のついたたばこで生じる火傷や火災の防止」、「副流煙による健康被害の防止」、さらには「吸い殻のポイ捨ての防止」という3つの観点から設けられた条例である。

条例施行から10年が経過し、副流煙等から起こる受動喫煙による健康影響が明らかになる中、健康増進法の一部改正と大阪府受動喫煙防止条例が公布され、受動喫煙防止対策が必要となっている。また、煙の発生しない「加熱式たばこ」が急速に普及するなど喫煙を取り巻く状況は大きく変化している。

加えて、大阪を訪れる外国人訪問客が、年間1,100万人を超えるような状況の中で、「2025年日本国際博覧会（略称『大阪・関西万博』）」開催に向け、国際都市大阪にふさわしい対策をすすめる必要がある。

こうした社会情勢や大阪市を取り巻く状況の変化をふまえて、委員会は、今後、この路上喫煙防止に向けた取り組みについて、時宜にかなったものとなるよう、不断の検証や見直しが進められるよう求めるものである。

#### 大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

平成31年3月19日（火）	第30回 委員会（諮問）
令和元年7月4日（木）	第31回 委員会
令和元年9月6日（金）	第32回 委員会

# 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定(北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域)について(案)

## 1 これまでの取組み

- 平成 18 年度～ 路上喫煙対策事業開始  
環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局の4局(当時)協働で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施
- 平成 19 年 4 月 1 日 『路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成 19 年 4 月 25 日 『路上喫煙対策委員会』開催  
「路上喫煙禁止地区」の指定又は変更若しくは解除について、並びに路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について調査審議
- 平成 19 年 6 月 28 日 『路上喫煙対策委員会』開催  
「路上喫煙禁止地区の指定について」(答申)

### 【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域
- 通行者数が比較的多い地域
- 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域
- 明確性を確保できる地域

- 平成 19 年 7 月 4 日 「路上喫煙禁止地区」指定  
御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成 19 年 10 月 1 日 「路上喫煙禁止地区」における過料(1,000 円) 徴収開始
- 平成 20 年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始  
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に、本市が支援や協働し、地域社会におけるマナー意識を高め安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取組み
- 平成 24 年 12 月 21 日 『路上喫煙対策委員会』開催  
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(諮問)
- 平成 25 年 6 月 11 日 『路上喫煙対策委員会』開催  
『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(答申)

### 【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の見解を踏まえ総合的に判断されたい。
- 禁止地区の区域(範囲)については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。

- 平成 27 年 2 月 1 日 都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始
- 平成 31 年 2 月 1 日 中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区指定、過料徴収開始

## 2 「路上喫煙禁止地区」の指定に係る手続き

- ① 区長が路上喫煙禁止地区を選定
  - ・地元、関係団体への説明及び調整
  - ・「区政会議」などに諮り、区民・事業者の意見をまとめる。
- ② 大阪市路上喫煙対策委員会の開催  
(関係局：環境局・健康局・危機管理室・消防局・当該区役所)  
・「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について(諮問)
- ③ パブリックコメントの実施・集約
- ④ 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について答申後、告示
- ⑤ 路上喫煙禁止地区指定(過料徴収)

## 3 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について(案)の考え方

近年、大阪には国内外から多くの観光客が訪れており、2020年の東京オリンピック、2025年日本国際博覧会の大阪・関西での開催など、今後ますます大阪への来訪者の増加が見込まれる中、国際観光都市大阪のさらなるイメージアップを図るため、路上喫煙対策は非常に重要な課題となっている。

JR大阪駅周辺、天王寺駅周辺は、これまでから、「たばこ市民マナー向上エリア制度」団体により、美化清掃活動や喫煙マナーの啓発について積極的に活動していただいていたエリアであり、禁止地区指定が路上喫煙対策の実効性を高めるものと考え、JR大阪駅周辺及び天王寺駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定する。

### 【北区 禁止地区指定の考え方及び経過】

エリア内の安全・安心、健康被害の防止、きれいなまちづくりを推進するため、大阪を代表する観光スポットや大型商業施設が集積する、大阪駅ターミナル周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定する。

- 平成30年1月～12月 禁止地区指定候補地関係先への意見聴取等
- 平成31年2月 北区区政会議において禁止地区指定について報告

### 【天王寺区 禁止地区指定の考え方及び経過】

天王寺・あべのエリアは、通勤・通学の駅利用者だけでなく、みどりのオアシス「てんしば」や「あべのハルカス」を有するなど、国内外から注目される観光スポットである。

誰もが安心して安全に道路を通行できる環境整備の為、路上喫煙禁止地区の指定に向け、地域団体・事業者等からの意見聴取、JR天王寺駅周辺でのアンケート等を行い、区政会議での議論を経て区案を決定した。

- 平成30年3月 地元商店会・連合振興町会等への意見聴取
- 平成30年7月 平成30年度第1回天王寺区政会議において、路上喫煙対策部会の設置について説明
- 平成30年8月 第1回天王寺区政会議路上喫煙対策部会開催
- 平成30年10月 あなたの声をつなげ隊 路上喫煙対策に関するアンケート
- 平成30年11月 第2回天王寺区政会議路上喫煙対策部会開催
- 平成30年12月 平成30年度第2回天王寺区政会議において、路上喫煙禁止地区区案の報告

### 【阿倍野区 禁止地区指定の考え方及び経過】

あべのハルカスを中心に大型商業施設が複数開業し、国内外から多くの観光客が集まるまちとなっており、関西初となる軌道の芝生化が平成28年度に完成するなど、魅力あるまち『阿倍野』をアピールしていくことと、安全安心な街づくりを進めていくために、阿倍野区のメインストリートであるあべの筋とその周辺地域を路上喫煙禁止地区に指定する。

- 平成30年3月 地元商店会・連合振興町会等への意見聴取
- 平成30年5月 第1回阿倍野区路上喫煙対策検討会
- 平成30年6月～8月 阿倍野区区政会議全体会及びまちづくり部会において、阿倍野区路上喫煙対策検討会の経過報告及び委員意見聴取
- 平成30年9月 第2回阿倍野区路上喫煙対策検討会
- 平成30年10月 阿倍野区区政会議全体会において、区政会議まちづくり部会での意見及び阿倍野区路上喫煙対策検討会の経過を報告
- 平成30年11月 第3回阿倍野区路上喫煙対策検討会
- 平成30年12月 阿倍野区区政会議全体会において阿倍野区路上喫煙対策検討会の経過報告

### ○喫煙設備について

これまでの委員会での答申においても、新たに禁止地区を指定する際は、喫煙設備を設置するよう提言を受けており、今回の新たな禁止地区の指定にあたっては、それぞれのエリアで喫煙設備の設置に努める。

## 4 今後のスケジュールについて(予定)

H31 (2019)						H32 (2020)						
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月



## 5 路上喫煙禁止地区エリア図

